第百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百八十七条中「扶養親族が一人」を「控除対象扶養親族が一人」に、「障害者が」を「障害者又は同居特別障害者が」に、「その障害者一人につき他に一人の扶養親族が」を「これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が他に一人あると」に改める。

第百九十条第二号ロ中「生命保険料の」を「新生命保険料の金額及び旧生命保険料の」に、「個人年金保険料の金額及び」を「介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに」に改め、同号ハ中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に、「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百九十四条第一項第三号中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改め、同項第五号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同項第六号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百九十五条第一項第二号及び第三号並びに第三項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百九十六条第一項中「生命保険料、個人年金保険料」を「新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料」に改め、同項第三号中「生命保険料の」を「新生命保険料の金額及び旧生命保険料の」に、「個人年金保険料の金額及び」を「介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに」に改め、同条第二項中「生命保険料の金額、個人年金保険料」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料」に改める。

第二百三条の三第一号ニ中「に扶養親族」を「に控除対象扶養親族」に、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同号ホ中「特別障害者が」を「同居特別障害者又はその他の特別障害者が」に、「その特別障害者については三万五千円」を「その同居特別障害者については六万二千五百円とし、その他の特別障害者については三万五千円とする。」に改める。

第二百三条の五第一項第四号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同項第五号中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改める。

第二百七条第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第六項第一号」に改める。

第二百二十四条の五第一項第一号中「第二条第三項第一号から第四号まで（定義）に掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの」を「第二条第三項（定義）に規定する先物取引」に、「同条第十項第一号ホ」を「同条第十項第一号ホからチまで及び第二号」に改め、「同じ。）」の下に「又は外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「商品先物取引又は外国商品市場取引の」を「商品先物取引又は外国商品市場取引の」に改め、「この号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるもの」を削り、「同じ。）」を「同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を」に、「市場デリバティブ取引の委託」を「市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　店頭商品デリバティブ取引（商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該店頭商品デリバティブ取引の相手方である商品先物取引業者の営業所等の長（店頭商品デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）

第二百二十四条の五第二項第一号中「商品先物取引」の下に「、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引」を加え、同項第二号中「市場デリバティブ取引」の下に「、外国市場デリバティブ取引」を加える。

第二百二十五条第一項第四号中「生命保険契約」の下に「（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）」を加え、同項第五号中「第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約又は第二百七条第三号（源泉徴収義務）に掲げる契約」を「損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。次号において同じ。）」に改め、同項第六号中「又は損害保険契約」を「、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約」に改め、同条第二項中「一月以内」の下に「（当該各号に規定する政令で定めるものが交付する場合には、四十五日以内）」を加える。

第二百三十八条第一項中「所得税の額」の下に「若しくは第百七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額」を加え、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円をこえる」を「千万円を超える」に、「、五百万円をこえ」を「、千万円を超え」に改める。

第二百三十九条第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「こえる」を「超える」に、「これらの項」を「同項」に、「こえその」を「超えその」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の免れた所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百四十条第一項中「三年」を「十年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「百万円をこえる」を「二百万円を超える」に、「、百万円をこえ」を「、二百万円を超え」に改める。

第二百四十一条及び第二百四十二条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百四十三条を削る。

第二百四十四条第一項中「第二百四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二百三十八条第一項」の下に「、第二百三十九条第一項又は第二百四十条第一項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第二百四十三条とする。

別表第二の注1中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同表の備考1(4)中「扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」に、「その障害者1人につき」を「これらの一に該当するごとに」に改める。

別表第三の注1中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同表の備考1(4)中「扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」に、「その障害者1人につき」を「これらの一に該当するごとに」に改める。

別表第四の注1中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同表の備考1中「扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」に、「その障害者1人につき」を「これらの一に該当するごとに」に改める。